二六　令和二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に際し、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条の規定に基づき、対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の敷地又は区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域を次のとおり指定する件　一三　48　二

二七　有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定する件　一六　三

二八　重要有形民俗文化財に有形の民俗文化財を追加して指定する件　一六　三

二九　無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定する件　一六　三

三〇　有形の民俗文化財を登録有形民俗文化財に登録する件　一六　四

三一　登録有形民俗文化財の登録を抹消した件　一六　四

三二　文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件及び文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件　一七　50　四五

三三　平成十二年文部省告示第五十七号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県について定める件の一部を改正する件　一七　50　四七

三四　史跡に指定する件　二四　四

三五　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件　二五　58　二四

三六　日本私立学校振興・共済事業団に係る経過的長期給付積立金の退職等年金給付勘定への繰入れに関し定める件　二六　二

三七　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　二六　59　九八

三八　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額の適用について定める件　二七　60　三三

三九　原子力損害の賠償に関する法律に基づき原子力損害賠償・廃炉等支援機構に事務を行わせるための告示　三〇　五

四〇　技術士法第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門を指定する件　三〇　五

四一　令和二年度において司書及び司書補の講習を実施する件　三〇　六

四二　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を定める件　三一　特37　七六

四三　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件　三一　特37　七八

四四　大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示　三一　特38　二六八

四五　文化庁の所掌に係る補助金等について、その交付に関する事務を文化庁長官に委任した件の一部を改正する件　三一　特38　二六八

四六　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示の一部を改正する件　三一　特38　二六九

〇文部科学省、厚生労働省

一　租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項の一部を改正する件　三一　特37　七九

〇文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

一　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、令和元年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件　一八　52　七八

〇文　化　庁

二一　史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件　一〇　三

二二　名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件　一〇　三

二三　重要文化財（建造物）を管理すべき地方公共団体を指定する件　一〇　三

二四　天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件　一二　三

二五　地方公共団体を指定する件　一三　五

〇厚生労働省

五一　興行場営業の振興指針の全部を改正する件　五41　八

五二　旅館業の振興指針の全部を改正する件　五41　一五

五三　浴場業の振興指針の全部を改正する件　五41　二三

五四　飲食店営業（めん類）の振興指針の全部を改正する件　五41　三一

五五　高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件の一部を改正する告示　五42　一三